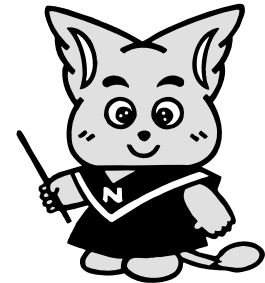


国民年金だより

国民年金の給付には、3種類の基礎年金があります

	受けられる条件	受けられる額
老齢基礎年金	<p>65歳から一生涯支給の終身年金 原則として65歳から受給となります。 希望により60歳から減額された年金の繰上げ支給や、66歳から70歳までの希望する年齢から増額された年金の繰下げ支給を請求できます。</p> <p>一定の保険料を納めていることが必要です 国民年金保険料を納めた期間等や厚生年金、共済組合の加入期間を合計して25年間以上あることが必要です。</p>	<p>満額 792,100 円 (平成 19 年度・年額) 40 年間 (20 歳から 60 歳までの全額納付の場合)</p> <p>未納・免除の場合は次の式で計算します</p> $792,100 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + (\text{保険料全額免除月数} \times 1/3) + (\text{保険料} 3/4 \text{ 免除月数} \times 1/2) + (\text{保険料} 1/2 \text{ 免除月数} \times 2/3) + (\text{保険料} 1/4 \text{ 免除月数} \times 5/6)}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$ <p>昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの方は生年月日により異なります。</p>
障害基礎年金	<p>病気やけがで障害が残ったとき 国民年金加入中(または加入していた方が日本国内居住の60歳以上65歳未満のとき)に初診日(初めて医師の診断を受けた日)のある病気やけがで、初診日から1年6ヶ月経過したときまたは、その期間内に症状が固定したときに請求できます。</p> <p>20歳になる前に初診日のある病気やけがで障害者になったとき(初診日から1年6ヶ月後が20歳前のときは、20歳になったとき)に請求できます。</p> <p>次の両方の条件を満たすことが必要です 障害の等級が国民年金法による1級、2級の障害の状態であること。 身体障害者手帳の障害等級とは異なります。 初診日の属する月の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上であること。(初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する前々月までの直近の1年間の保険料納付または免除が必要です。ただし、初診日において65歳未満であること。) 初診日が、20歳前のときは納付の条件はありません</p>	<p>1 級 990,100 円 (平成 19 年度・年額) 2 級 792,100 円 (平成 19 年度・年額)</p> <p>生計を維持された18歳到達年度の末日まで(ただし、障害の状態が1・2級の子は20歳の誕生日の前日まで)の子がいるときは次の額が加算されます。</p> <p>2 人目まで 1 人につき 227,900 円 3 人目から 1 人につき 75,900 円</p>
遺族基礎年金	<p>一家の支えにもしものことがあったとき 国民年金に加入している方または加入していた方が死亡したときに、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。 「子」とは、18歳到達年度の末日まで(ただし、障害の状態が1・2級の子は20歳の誕生日の前日まで)の子をさします。そのため支給されるのは、子が18歳になった後の最初の3月分までです。</p> <p>次の両方の条件を満たすことが必要です 請求できる遺族(子のある妻、または子)であること。 死亡日に属する月の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上であること。(死亡日が平成28年4月1日前の場合は、死亡日の属する前々月までの直近の1年間の保険料納付または免除が必要です。ただし、死亡日において65歳未満であること。)</p>	<p>妻が受けるとき 1,020,000 円 (子1人分の加算額を含む) (平成 19 年度・年額)</p> <p>子が受けるとき 792,100 円 (平成 19 年度・年額)</p> <p>生計を維持された18歳到達年度の末日まで(ただし、障害の状態が1・2級の子は20歳の誕生日の前日まで)の子がいるときは次の額が加算されます。</p> <p>2 人目まで 1 人につき 227,900 円 3 人目から 1 人につき 75,900 円</p>



このほか、第1号被保険者の独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金、短期在留外国人の脱退一時金などがあります。